

大分大学教育学部教授会規程

平成28年4月1日制定
平成28年教育学部規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号）第8条の規定により、教育学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 教授
- (3) 准教授，専任講師及び助教
- (4) その他教授会が必要と認める者

(招集等)

第3条 議長は、毎月1回、教授会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に教授会を招集することができる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認めるときは、教授会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第5条 議長は、教授会の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第6条 教授会の事務は、教育学部事務部総務係において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。